

## 65歳までの「高年齢者雇用確保措置」について

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法（以下「高齢法」という。）第9条  
定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ                      ② 継続雇用制度の導入                      ③ 定年制の廃止

### 継続雇用制度とは？

現に雇用している高年齢者を、本人の希望によって定年後も引き続き雇用する制度で、次のようなものがあります。

- 「再雇用制度」 定年で一旦退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- 「勤務延長制度」 定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

- 継続雇用制度を導入する場合は、原則として、希望者全員を対象とすることが求められます。
- 希望者全員とは、その企業で働き続けたいと希望する人全員です。

### 高年齢者雇用確保措置を実施していると認められない場合について

- 定年年齢が60歳未満の場合（60歳未満の定年は高齢法第8条違反です）。
- 改正高齢法附則第3項の経過措置により対象者を限定する基準を引き続き利用する事業主で、就業規則を変更し基準を適用できる年齢を明記していない場合（平成25年度～平成27年度は61歳以上です）。
- 1年毎等の雇用契約を更新する形態において、更新する上限年齢を65歳未満としている場合（契約の更新の上限年齢については、高年齢者が希望すれば、原則として65歳以上まで契約更新されることが必要です）。

「高年齢者雇用確保措置を実施していると認められない」事業主で定年退職者が生じた場合、本人の継続雇用の希望の有無にかかわらず「事業主の都合による離職」扱いとなり、各種助成金が支給されないことがあります。

（対象となる助成金としては「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」などがあります。）



改正高年齢者雇用安定法への対応をお願いします！  
～平成25年4月1日施行～

## 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置(裏面参照)として継続雇用制度を導入する場合、以前の法律では、継続雇用の**対象者を限定する基準**を労使協定で定めることができました。今回の改正でこの**仕組みが廃止**され、平成25年4月1日からは、**希望者全員**を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

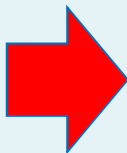
### 【経過措置】

**ただし、以下の経過措置が認められています(改正高齢法附則第3項)。**

**平成25年3月31日まで**に継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳



**基準を適用することができません(基準適用年齢を就業規則に明記しないと法違反になります)。**

## ○就業規則への記載例

### (希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、**解雇事由又は退職事由に該当しない者**については、65歳まで継続雇用する。

### (経過措置を利用する場合の例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、**解雇事由又は退職事由に該当しない者**であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

(表は、上記の【経過措置】の表と同じです)

◆改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、[労働局または最寄りのハローワーク](#)へお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 大分労働局

☎097(535)2090 高齢者対策担当官

◆(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある[高齢・障害者雇用支援センター](#)では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>